
3001. 輸出申告事項登録

業務コード	内 容
EDA	輸出申告事項登録

1. 業務概要

「輸出申告（EDC）」業務に先立ち、以下の手続き（以下、輸出申告等という。）に係る事項を登録または訂正する。

申告等種別コード	手続き内容	特記事項
E	輸出申告	輸出予備申告、コンテナ扱い申出兼予備申告（輸出申告）を含む。
N	特定委託輸出申告	以下、輸出申告を含む。
R	積戻し申告	積戻し予備申告、コンテナ扱い申出兼予備申告（積戻し申告）を含む。
T	特定輸出申告	
G	展示等積戻し申告	
C	コンテナ扱い申出	

本業務登録時に貨物情報を利用することができる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した輸出申告等事項は、EDC業務までの間、任意に訂正できるが、輸出申告、輸出予備申告及びコンテナ扱い申出以降の訂正は、「輸出申告変更事項登録（EDA01）」業務で行うこととなる。

また、EDC業務時に搬入時申告または開庁時申告を選択した場合は、輸出申告起動前であれば本業務により申告事項の訂正をすることができる。

申告等種別コード「E」、「N」、「C」の場合、「輸出承認証等識別」欄に「AEOU」または「AEOH」を入力することで特定委託輸出申告が可能である。

登録した輸出申告等事項は、EDC業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

- ①大額申告の場合、入力欄数は50欄以下であること。
- ②少額申告の場合、入力欄数は1欄であること。
- ③申告価格の合計が13桁以下であること。
- ④按分係数の合計が18桁（小数点を含む）以下であること。
- ⑤邦貨換算後のベーシックプライスの金額、FOB価格、インボイス価格は、それぞれ13桁以下であること。
- ⑥輸出統計品目番号に係る数量が統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の数量が12桁以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②特定輸出申告及び特定委託輸出申告以外の場合は、通関予定蔵置場が、申告予定者または入力者（申告予定者の入力が無かった場合）の営業区域内であること。
- ③特定輸出申告の場合は、通関予定蔵置場または積込港が、申告予定者または入力者（申告予定者の入力が無かった場合）の営業区域内であること。
- ④輸出申告等事項の訂正の場合は、輸出申告DBに登録されている事項登録を行った通関業者または申告予定者と同一であること。
- ⑤道路運送車両法における輸出抹消仮登録（以下、輸出抹消仮登録という。）を証明する旨を登録する

場合は、入力者または申告予定者が輸出自動車DBに登録されている輸出自動車情報登録を行った通関業者と同一であること。

⑥電子インボイス受付番号に入力があった場合は、申告予定者または入力者がインボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者と同一であること。

⑦特定委託輸出申告の場合は、申告予定者または入力者が認定通関業者としてシステムに登録がされていること。（コンテナ扱い申出を除く。）

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸出申告DBチェック

①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

②輸出申告等及び予備申告がされていないこと。

(4) 貨物情報DBチェック

郵便物である旨の入力がある場合は、チェックを行わない。

(A) 輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。

(B) 輸出貨物または積戻し貨物であること。

(C) 輸出申告等がされていないこと。

(D) 貨物の輸出または積戻しの区分と、申告等種別コード及び貿易形態別符号の輸出または積戻しの区分が一致すること。

(E) 入力された以下の項目が、貨物情報DBに登録されている内容と一致すること。（⑤⑥については本船扱い貨物（特定輸出申告で自社本船通関を含む。）の場合にチェックする。また、①については特定輸出申告およびコンテナ扱い申出（全量蔵置済みは除く）の場合はチェックしない。）

①通関予定蔵置場コード

②貨物個数

③個数単位コード

④申告予定者コード

⑤積載予定船舶コード

⑥積込港コード

(F) 貨物がすでに通関予定蔵置場に蔵置されており、かつ、分散蔵置である場合は、蔵置場所は5ヶ所以内であること。

(G) 仕分けの親となっていないこと。

(H) 仕合せの親となっていないこと。

(I) 訂正保留となっていないこと。

(J) 貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。

(K) 他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、貨物情報DBに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。（特定輸出申告を除く。）

(L) 以下の登録がされていないこと。

①「亡失届受理」

②「滅却承認」

③「現場収容」

④「税関内収容」

⑤「その他の搬出承認」

⑥「特定輸出許可取消」

- (M) 貨物手作業移行されていないこと
- (N) コンテナ扱い申出不適用の旨が登録されている貨物の場合は、コンテナ扱い本数が入力されていないこと。
- (O) 特定輸出の旨が登録されている貨物の場合、特定輸出申告であること。
- (P) 特定輸出の旨が登録されていない貨物の場合、特定輸出申告でないこと。
- (Q) 展示等積戻し申告の場合、積戻し貨物であること。
- (R) コンテナ扱い申出の場合に、コンテナ扱い申出不適用の旨の登録がされていないこと。
- (S) 特定委託輸出申告の場合、通関予定蔵置場がシステム参加保税地域*⁵または他所蔵置場所であること。
(* 5) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。
- (T) 特定委託輸出申告の場合、輸入積戻し貨物、本船扱い貨物及びふ中扱い貨物でないこと。

~~(5) 輸出包括審査DBチェック~~

~~申告等種別コードに「E」（輸出申告）、「N」（特定委託輸出申告）または「R」（積戻し申告）が入力された場合は、以下のチェックを行う。~~

- ~~①包括事前審査扱い受理番号に対する輸出包括審査DBが存在すること。~~
- ~~②輸出包括審査DBに登録された輸出入者コードの先頭8桁と、入力された輸出者コードの先頭8桁が一致すること。~~
- ~~③申告予定年月日が、輸出包括審査DBに登録されている適用期間内であること。~~
- ~~④大額申告の場合、統計用品目番号が輸出包括審査DBに登録されていること。~~
- ~~⑤大額申告の場合、統計用品目番号単位に適用期間が設定されている場合は、申告予定年月日が適用期間内であること。~~

(5) 輸出品目DBチェック

- (A) 大額申告の場合は、以下のチェックを行う。（展示等積戻し申告を除く。コンテナ扱い申出の場合は、①、②のみ行なう。）
 - ①輸出統計品目番号が輸出品目DBに存在すること。
 - ②輸出統計品目番号に適用期間が登録されている場合は、本業務の入力日が適用期間内であること。
 - ③輸出統計品目番号について、あらかじめ適用条件が付されている場合は、その範囲内であること。
 - ④輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、再輸出の貨物の旨の入力がないこと。
- (B) 少額申告または展示等積戻し申告の場合で、輸出統計品目番号の入力がある場合は、輸出品目DBに存在すること。

(6) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合、以下のチェックを行う。

- (A) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。
- (B) 入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容と一致すること。
 - ①輸出管理番号
 - ②輸出者コードの先頭8桁
 - ③積載予定船舶コード
 - ④申告予定者

(7) 輸出関税減免税コードDBチェック

- ①関税減免税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
- ②申告予定年月日が、関税減免税コードの適用期間内であること。
- ③特定輸出申告の場合は、関税減免税コードが、特定輸出申告で使用不可の旨が登録されていないこと。

(8) 輸出貿易管理令関連チェック

- ①「輸出承認証等区分」欄に輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）別表１の許可済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表１に該当するコードの入力があること。
- ②「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表１に該当するコードの入力がある場合は、「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表１の許可済に該当するコードの入力があること。
- ③「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表２の承認済に該当するコードの入力がある場合は、いずれかの「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表２に該当するコードの入力があること。
- ④「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表２に該当するコードの入力がある場合は、「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表１の許可済または輸出令別表２の承認済に該当するコードの入力があること。
- ⑤「輸出貿易管理令別表コード」欄に無償貨物に限り適用されるコードの入力がある場合は、「インボイス価格区分コード」欄に無償貨物の旨または有償貨物と無償貨物の混在の旨の入力があること。（コンテナ扱い申出を除く。）
- ⑥「輸出貿易管理令別表コード」欄に少額申告に限り適用されるコードの入力がある場合は、当該申告は少額申告であること。
- ⑦「輸出貿易管理令別表コード」欄に入力されたコードに対して適用される仕向国がある場合は、入力された最終仕向地の国名と一致すること。
- ⑧「輸出承認証等区分」欄に輸出令別表コードの入力を要するコードの入力がある場合は、いずれかの「輸出貿易管理令別表コード」欄に入力があること。
- ⑨特定輸出申告の場合は、「輸出貿易管理令別表コード」欄に輸出令別表１の第１項に該当するコードが入力されていないこと。
- (9) 輸出自動車DBチェック（コンテナ扱い申出の場合は、①のみ行う。）
 - ①輸出自動車情報登録番号が輸出自動車DBに存在すること。
 - ②輸出申告等がされていないこと。
 - ③予備申告がされていないこと。
 - ④マニュアルで輸出抹消仮登録が証明済である旨の登録がされていないこと。
- (10) 国内用輸出入者DBチェック
 - ①輸出者コードが国内用輸出入者DBに存在すること。
 - ②特定輸出申告の場合は、特定輸出申告が実施可能な旨の登録がされている輸出者であること。
- (11) インボイス・パッキングリストDBチェック

電子インボイス受付番号の入力があつた場合は、以下のチェックを行う。

 - ①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。
 - ②輸出インボイスであること。
 - ③他の輸出申告等（予備申告を除く）で使用されていないこと。
 - ④「インボイス識別」欄に「C」の入力があつた場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）」業務がされていること。
- (12) 包括コンテナ扱い申出DBチェック
 - ①包括コンテナ扱い申出番号に対する包括コンテナ扱い申出DBが存在すること。
 - ②包括コンテナ扱い申出DBに登録された輸出入者コードの先頭８桁と、入力された輸出者コードの先頭８桁が一致すること。
 - ③申告予定年月日が、包括コンテナ扱い申出DBに登録されている適用期間内であること。
- (13) その他のチェック
 - (A) 大額申告の場合、少額申告の場合にかかわらずチェック
 - ①申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
 - ②MDA貨物の場合の申告官署は、MDA受付官署であること。

- ③申告官署は、輸出申告受付官署であること。
 - ④「申告先種別コード」欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
 - ⑤通関予定蔵置場が自社施設の場合は、当該申告の輸出者が自社施設を管理する輸出者であること。（輸出者コードの先頭8桁が一致すること。）
- (B) 大額申告の場合のみのチェック
- ①欄単位の申告価格を算出する場合で、「ベーシックプライス按分係数」欄に入力されていない欄がある場合は、申告価格は按分計算をしないで算出できること。
 - ②「ベーシックプライス合計」欄に入力がある場合は、入力された値は「ベーシックプライス按分係数」欄に入力された按分係数の合計値より大きいか等しいこと。
 - ③欄統合後に申告価格が201,000円以上になる欄が1欄以上存在すること。
 - ④1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
 - ⑤全欄が無償貨物に係る入力でないこと。
- (C) 管轄税関に係るチェック
- ①輸出申告等（特定輸出申告及び特定委託輸出申告を除く）の場合は、申告官署は通関予定蔵置場を管轄する税関であること。
 - ②特定委託輸出申告の場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関以外への申告も可能とする。
 - ③特定委託輸出申告の場合は、積込港を管轄する税関の営業区域内である通関業者については、通関業者の営業区域外の税関への申告を可能とする。
 - ④特定輸出申告の場合は、積込港を管轄する税関の営業区域内である通関業については、積込港を管轄する税関への申告を可能とする。

5. 処理内容

○：処理を行う

項番	処理名	コンテナ扱い申出	展示等積戻し申告	左記以外
1	入力チェック処理	○	○	○
2	あて先官署決定処理	○	○	○
3	邦貨換算処理			○
4	申告価格算出処理		○	○
5	申告価格の統合処理		○	○
6	統計計上用計算処理		○	○
7	代表輸出統計品目番号の設定処理	○		○
8	あて先部門の決定処理	○	○	○
9	申告等番号の払出し処理	○	○	○
10	搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理	○	○	○
11	輸出申告DB処理	○	○	○
12	インボイス・パッキングリストDB処理			○
13	注意喚起メッセージ出力処理	○	○	○
14	出力情報出力処理	○	○	○

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) あて先官署決定処理

申告先種別コード及び通関予定蔵置場に基づき申告官署を決定する。

ただし、「あて先官署コード」欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(3) 邦貨換算処理

「インボイス通貨コード」欄、「FOB通貨コード」欄及び「ベーシックプライス通貨コード」欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。
- ②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

(4) 申告価格算出処理

欄部毎に以下のとおり申告価格を算出する。

(A) 「ベーシックプライス金額」欄に入力された場合

ベーシックプライス金額を邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。

(B) 「ベーシックプライス按分係数」欄に入力された場合

$\frac{\text{申告価格合計}^{*1} \times \text{ベーシックプライス按分係数}}{\text{ベーシックプライス合計}^{*2}}$ を申告価格^{*3}とする。

(*1) 下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格合計とする。

- ①「FOB価格」欄に入力がある場合は、「FOB価格」欄
- ②「FOB価格」欄に入力がない場合は、「インボイス価格」欄

(*2) 下記のいずれかをベーシックプライス合計とする。

- ①「ベーシックプライス合計」欄の入力値

- ②「ベーシックプライス合計」欄に入力がない場合は、ベーシックプライス按分係数を入力している欄の合計値
- (*3) 申告価格の円位未満は切捨てる。
- (C) 「ベーシックプライス金額」欄、「ベーシックプライス按分係数」欄のいずれにも入力がない場合
下記のいずれかを邦貨換算処理に基づいて邦貨に換算し、申告価格とする。
- ①「FOB価格」欄に入力がある場合は、「FOB価格」欄
 - ②「FOB価格」欄に入力がない場合は、「インボイス価格」欄
- (5) 申告価格の統合処理
- 当該申告が大額申告の場合にのみ、輸出統計品目番号が同一のものについて、申告価格算出処理により取得した申告価格を統合する。
- 「NACCS用コード」欄に「Y」（再輸出の貨物の旨）が入力された欄については、「Y」が入力された欄のみで統合を行う。
- 「NACCS用コード」欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力された欄は統合しない。
- (6) 統計計上用計算処理
- 当該申告が大額申告であり、かつ普通貿易統計、金統計または通過貿易統計の計上条件に該当する場合に、以下の処理を行う。
- ただし、次の場合は、普通貿易統計計上及び金統計計上から除外する。
- ①「NACCS用コード」欄に「E」（普通貿易統計計上除外の貨物の旨）が入力されている場合で、輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされていない物品。
 - ②「NACCS用コード」欄に「T」（通過貿易統計計上対象の貨物の旨）が入力されている物品。
 - ③「輸出貿易管理令別表コード」欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
 - ④「関税減免戻税コード」欄に入力されたコードにより統計計上除外となる物品。
- (A) 統計用申告価格の算出
- 申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄の申告価格を累積し、統計用申告価格とする。
- なお、累積した申告価格は1,000円未満を切捨てる。
- (B) 統計数量への換算処理
- 申告価格の統合処理により統合した範囲内で、統計計上となる欄について入力された数量単位をシステムに登録されている統計単位に基づき統計数量に換算し、累積したものを統計数量とする。
- なお、累積した数量は統計単位未満を切捨てる。
- (7) 代表輸出統計品目番号の設定処理
- 当該申告が大額申告の場合にのみ行う。
- 申告価格算出処理により取得した申告価格^{*4}の一番高い欄の輸出統計品目番号の上位4桁を代表輸出統計品目番号として設定する。
- 「NACCS用コード」欄に「X」（少額合算の貨物の旨）が入力されている場合は、代表輸出統計品目番号にはならない。
- (*4) 申告価格の統合処理により統合された場合は、統合後の申告価格
- (8) あて先部門の決定処理
- 「輸出統計品目番号」欄等に入力された内容に基づき、あて先部門を決定する。ただし、「あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門とする。
- (9) 申告等番号の払出し処理
- 申告等番号を払い出す。
- ただし、輸出申告等事項の訂正の場合は、払出しを行わない。

(10) 搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理

E D C業務により搬入時申告または開庁時申告の旨が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、搬入時申告または開庁時申告の旨の情報を解除する。

(11) 輸出申告DB処理

入力内容を輸出申告DBに登録・更新する。

(12) インボイス・パッキングリストDB処理

電子インボイス受付番号の入力があった場合は、インボイス・パッキングリストDBに輸出申告等事項登録がされた旨を登録する。

(13) 注意喚起メッセージ出力処理

以下の場合、処理結果通知に注意喚起メッセージを出力する。

- ①申告官署と通関予定蔵置場を管轄している税関官署が異なる場合。（特定輸出申告及び特定委託輸出申告は除く）
- ②統合処理後の輸出統計品目番号毎の申告価格がシステムに設定されている単価の範囲以外の場合。
- ③貨物に事故情報が登録されている場合。
- ④「輸出貿易管理令別表コード」欄に申告価格合計の範囲を限定するコードの入力がある場合に、当該コード毎の申告価格合計がその範囲を超える場合。
- ⑤貨物が通関予定蔵置場に搬入されていない場合。（特定輸出申告及び特定委託輸出申告は除く）

(14) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出申告入力控情報	なし	入力者

7. 特記事項

(1) 入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別および大額・少額識別により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面		選択条件	
画面コード	画面名	申告等種別	大額・少額識別
SEL	輸出申告（大額）	「E」、「N」または「R」の場合	「L」の場合
SES	輸出申告（少額）	「E」、「N」または「R」の場合	「S」の場合
STL	特定輸出申告（大額）	「T」の場合	「L」の場合
STS	特定輸出申告（少額）	「T」の場合	「S」の場合
SGL	展示等積戻し申告（大額）	「G」の場合	「L」の場合
SGS	展示等積戻し申告（少額）	「G」の場合	「S」の場合
SCL	コンテナ扱い申出（大額）	「C」の場合	「L」の場合
SCS	コンテナ扱い申出（少額）	「C」の場合	「S」の場合